

次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会 (所管事項説明)

令和元年 5 月 28 日 (火)

[委員会の概要]

須見委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時40分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る、付議事件の調査について並びに所管事項の説明聴取についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、所管事務について、理事者から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

**【所管事項及び重点事業の説明】(説明資料)**

**【報告事項】**

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」への対応について(資料1)

仁井谷保健福祉部長

それでは、所管事務につきまして、お手元の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料でございます。全体の総括と保健福祉部関係につきましては、私から御説明申し上げまして、その後各部からの説明に移らせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、説明資料1 ページ目でございます。令和元年度次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会に係る歳入歳出予算の総括表でございます。一般会計につきまして、保健福祉部から教育委員会までの5部局の全体の計欄でございますが、438億2,700万円余の当初予算となっております。中ほど比較の欄で御覧いただきますと、前年度からの増減、A マイナスB欄の一番下の計でございます、25億8,406万2,000円の増額、率にして6.3パーセントの増となっております。

次に2 ページを御覧ください。特別会計でございます。県民環境部と商工労働観光部合わせまして、当初予算額、15億8,200万円でございます。前年度との比較、4,700万円余、3.1パーセントの増となっております。

続きまして3 ページ以下、保健福祉部関係でございますが、まず3 ページから5 ページにかけて、保健福祉部の組織図を記載しております。本特別委員会に係る担当課を載せてございまして、5課、2課内室、83名の体制でございます。また、6 ページ目から8 ページ目に事務分掌を記載しております。保健福祉政策課から長寿いきがい課まで、それぞれの所管する事務分掌を記載しています。御覧いただければと存じます。

次に9ページを御覧ください。各課が所管しております当初予算の状況でございます。まず、保健福祉政策課でございます。社会福祉総務費の摘要欄①のウ、福祉・介護人材確保対策事業費は、潜在的有資格者の再就職に向けた研修でありますとか、職員のスキルアップの研修などでございます。3,200万円余でございます。保健福祉政策課の合計といたしましては、5,940万5,000円となっております。

次に、国保・自立支援課でございます。老人福祉費の摘要欄ア、後期高齢者医療給付費負担金、あるいは、エ、後期高齢者医療制度基盤安定負担金等を計上しております。合計、131億6,474万5,000円でございます。

続きまして10ページ目、医療政策課でございます。医務費の摘要欄③のアの(ア)徳島大学寄附講座設置事業でございます。こちらが、地域で不足しがちな小児科あるいは産科などの医師の確保のために七つの寄附講座を設置しております。3億2,550万円でございます。また、保健師等指導管理費の摘要欄②のイ、病院内保育所運営費補助事業費、5,700万円余でございます。これらをトータルしまして医療政策課で、15億1,473万5,000円でございます。

それから11ページ目、健康づくり課でございます。摘要欄①のイの(ア)こうのとりの応援事業、こちらが、医療保険適用外の高額の不妊治療に対する助成費でございます。2億1,900万円余。また、②、子どもはぐくみ医療費助成でございます。中学校修了までの入院医療費等に対する助成でございます。13億1,500万円余でございます。合計、17億3,944万9,000円となっております。

12ページをお願いいたします。長寿いきがい課でございます。社会福祉総務費の摘要欄①のアの(ア)、外国人介護人材受入補助事業でございます。外国人介護人材の日本語学習研修に対する助成でございます300万円。また、老人福祉費の摘要欄②のア、アクティブシニア生涯活躍促進事業費は、いわゆる県版介護助手制度というものを推進してございまして、介護事務のうちシーツ交換でありますとか、入所者の方との日常的な相談などの事務を手伝っていただく方を養成していこうという関係でございます。2,900万円余でございます。

また、13ページに移りまして、老人福祉施設費がございます。こちらが摘要欄①のア、地域介護総合確保施設整備事業費と記載しておりますが、国基金を活用いたしまして、介護施設の整備を行うもの、4億6,000万円余でございます。これらを合わせまして、長寿いきがい課関係は、154億2,929万5,000円となっております。保健福祉部関係の合計、319億762万9,000円でございます。

続きまして、14ページでございます。繰越明許費でございます。老人福祉施設費といたしまして、国の2次補正で認められました福祉施設への自家発電の整備などに関する予算、7億3,912万円を繰越しとして2月議会で御承認を頂いております。

続きまして、15ページ目でございます。保健福祉部の重点事業を記載してございまして、大きく二つの柱でございます。2025年を見据えた医療提供体制の構築。それから、安心して暮らせる地域共生社会の構築でございます。それぞれの中身の主なものでございますが、①のア、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる体制を構築するため、医療・介護に関する適切な知識の普及・啓発。また、訪問看護提供体制の充実に向けた取組を推進する。また、エ、急な小児の疾病に対応するため、小児救急医療拠点病院及び輪番病院の

連携強化を図ること。それから、徳島こども医療電話相談、いわゆる#8000と言うものでございますが、こちらの周知及び円滑な運用を行っていくこと。また、質の高い小児救急医療提供体制の確保に努めることといたしております。それから、カ、思春期から妊娠・出産・育児期を通じ、一貫した母子保健事業を推進し、不妊・不育相談を行う。あるいは不妊治療に掛かる費用の一部を助成していくことによりまして、安心して出産できる環境の整備を図ってまいります。また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子供の医療費助成を引き続き行ってまいります。また、2番目の柱のほうでございますが、地域共生社会の構築といたしましては、ア、とくしま高齢者いきいきプランに基づきまして、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、総合的な高齢者福祉施策を推進する。また、ウ、高齢者の生きがいをづくりと介護現場の人材確保を図るため、介護に関心がある方向けの入門的研修の実施、あるいは県版介護助手制度の本格的な普及を促進してまいります。それから、カ、介護保険制度の円滑な施行・運営のため、市町村に対する介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の交付、また、徳島県介護保険財政安定化基金の運営などを通じまして、市町村が行う低所得者の負担軽減措置に対して助成を行ってまいります。所管事務の説明は以上でございます。

この際、1点御報告させていただきます。お手元の資料1を御覧ください。「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」への対応についてでございます。1番の経緯の米印で書いてございますが、この件に関しましては、昨年7月及び8月に、本県議会及び本県から、国に対しまして、早期救済に向けた要望書を提出してありましたところ、去る4月24日、国において、いわゆる救済法が成立、施行されたところでございます。

中程、主な法律の概要でございますが、一時金支給の対象は、手術を受けた御本人で、法施行日において、生存されておられる方、一時金の額は、一律320万円、受給認定は、厚生労働大臣が行うとなっております。都道府県を経由して申請を行うことも可でございます。請求期限は法施行後5年間となっております。これを受けまして、本県の対応でございますが、法施行日である4月24日から、直ちに相談窓口を設置いたしまして、本庁の健康づくり課及び県内6保健所で相談に応じております。いずれの窓口におきましても、個室にて受付・相談を実施してございまして、プライバシーに配慮した形での相談を行っております。

支給手続に関する周知啓発でございますが、県の広報紙でございますが県庁だよりやラジオ、ホームページ、案内チラシ等による周知に加えまして、三つ目でございますが、福祉施設向けの説明会を5月13日に実施してございまして、支給手続に関する御案内をいたしております。また、関係機関等との連携といたしまして、県医師会、市町村、関係機関、各団体、障がい者施設に対しまして協力依頼を行っているところでございます。

報告案件は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

板東県民環境部長

それでは、県民環境部関係の所管事務につきまして、御説明申し上げます。お手元の説明資料17ページをお開きください。

当委員会に関係します県民環境部の組織でございますが、17ページ及び18ページの組織

図に記載のとおり、男女参画・人権課，次世代育成・青少年課，5月1日付けで設置されたスポーツ・文化局の県民文化課及びスポーツ振興課の1局，4課，1課内室を所管課等とし、職員数54名で担当しております。事務分掌につきましては19ページから21ページに記載のとおりでございます。

続きまして、22ページをお開きください。令和元年度一般会計当初予算の状況でございます。まず、男女参画・人権課関係でございます。目名、青少年女性対策費の摘要欄の②、男女共同参画交流センター運営費におきましては、男女共同参画を総合的に推進するための拠点施設である、ときわプラザを運営し、各種講座や啓発事業等を実施するための経費として、5,166万2,000円を計上しております。また、目名、婦人保護費の摘要欄の①、婦人相談所運営費におきましては、アの(ア)の性暴力被害者支援センター運営費として、「よりそいの樹とくしま」の運営に要する経費など、1,007万6,000円を計上しております。以上、男女参画・人権課の予算額は、1億1,718万9,000円となっております。

23ページを御覧ください。次世代育成・青少年課関係でございます。目名、青少年女性対策費の摘要欄の①、青少年健全育成対策費におきましては、アの(ア)の「困難を抱える青少年をサポート！」ネットワーク推進事業などにより、全ての青少年の自立・活躍を目指した、青少年対策を推進するための経費として、1,117万7,000円を計上しております。摘要欄の③、青少年センター管理運営費におきましては、とくぎんトモニプラザの管理運営に要する経費として、8,740万3,000円を計上しております。また、目名、児童福祉総務費の摘要欄の②、児童虐待防止等対策費におきましては、児童虐待の発生予防から、迅速・的確な対応、アフターケアまで、切れ目のない支援を図るため、児童虐待防止のための体制を強化する経費など、6,831万7,000円を計上しております。

24ページをお開きください。摘要欄の④、児童健全育成対策費におきましては、本県の少子化対策をより一層、充実・強化するため、地域の実情に応じた結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援を実施する経費として、6億9,548万9,000円を計上しております。また、摘要欄の⑥、特別保育対策費のイの阿波っ子はぐくみ保育料助成事業におきましては、国に先駆けて実施している、3歳から5歳までの第2子及び第3子以降の保育料無料化に要する経費として、2億7,000万円を計上しております。摘要欄の⑦、児童相談所費におきましては、要保護児童の家庭的養育を一層推進するため、アの里親総合支援事業では、里親家庭に対する講習会やトレーニングの実施などの経費として362万8,000円を計上しております。

25ページを御覧ください。摘要欄⑨、子育て支援臨時特別対策費におきましては、今後の少子化対策を機動的に実施できるよう、少子化対策緊急強化基金を積み増す経費として2億35万1,000円を計上しております。目名、母子福祉費の摘要欄の①、母子福祉等対策費におきましては、様々な悩みを抱える、ひとり親家庭に対する総合的な支援に要する経費など、1億2,038万3,000円を計上しております。以上、次世代育成・青少年課の予算額は、108億3,029万円となっております。

26ページをお開きください。県民文化課関係でございます。目名、文化及び文化財費のあわ文化創造支援費補助金として県民の文化活動の充実に向けた取組を支援するための経費を計上しております。以上、県民文化課の予算額は、3,000万円となっております。

次に、スポーツ振興課関係でございます。目名、計画調査費の摘要欄の①、地方創生の

深化のための支援費及び、目名、体育振興費の摘要欄の①、県民総体育推進費のア「自転車ひろがる人・まち」づくりプロジェクトにおいて、サイクルスポーツイベントの充実を図り、「自転車王国とくしま」を国内外に効果的に発信するための経費として、合わせて、1,325万円を計上しております。以上、スポーツ振興課の予算額は、3,880万2,000円となっております。

以上、県民環境部の令和元年度一般会計当初予算額につきましては、A欄に記載のとおり、110億1,628万1,000円となっております。

27ページを御覧ください。次世代育成・青少年課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計でございます。母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成を図るための経費として、総額2億7,645万4,000円を計上しております。

28ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。次世代育成・青少年課所管の児童健全育成対策費では、先の2月定例会におきまして、330万3,000円の繰越枠を御承認いただいております。

29ページを御覧ください。県民環境部の重点事業についてでございます。①の男女共同参画社会づくりの推進では、徳島県男女共同参画基本計画に基づき、各種啓発事業を実施するとともに、男女共同参画の総合的な推進拠点であるときわプラザにおいて、県民と協働して、フレアキャンパス開講事業を展開し、女性活躍の質の向上と、裾野の拡大を図ってまいります。また、配偶者等からの暴力の根絶を目指し、普及啓発や相談体制・保護体制の充実、自立支援に取り組むとともに、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」を運営し、女性に対するあらゆる暴力防止に関する対策の推進を図ってまいります。

②の次世代育成支援対策の推進では、希望出生率1.8をかなえるため、少子化対策をより一層強化し、企業や市町村との連携を強め、結婚、妊娠・出産、子育てまでの、一貫した、切れ目のない支援を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向け、待機児童解消に向けた保育士確保や、認定こども園等の整備、新放課後子ども総合プランの着実な推進など、地域の実情や、子育て家庭の多様なニーズに応じた子育て環境の向上に努めてまいります。

また、複雑化する児童虐待問題に対応するため、こども女性相談センター職員の専門性向上を図り、体制を強化するとともに、広報・啓発事業を実施するほか、関係機関相互の連携強化により、虐待事案の解消に当たります。さらに、ひとり親家庭の自立に向け、幅広い施策を総合的に推進するなど、貧困の連鎖を防いでまいります。

③の青少年対策の推進では、全ての青少年が自立・活躍できる「とくしま」の実現に向け、社会生活に困難を抱える青少年の連携支援や、非行防止に向けた環境づくり等、県民総ぐるみによる青少年育成を推進してまいります。

④の文化の振興では、二度の国民文化祭の成果を継承・発展させるため、県民が主役となる文化活動の積極的な展開を図り、次世代・後継者育成を推進してまいります。

⑤のスポーツの普及振興では、子どもの体力向上や、高齢者の健康増進の機会を創出するため、総合型地域スポーツクラブ等を活用した健康づくりと地域の活性化を進めるとともに、スポーツに親しむきっかけづくりのため、県民参加型のスポーツイベントを開催し、幅広いスポーツ活動の促進を図ってまいります。

以上、県民環境部関係の所管事務につきまして、御説明を終わらせていただきます。な

お、県民環境部において報告事項はございません。よろしく申し上げます。

黒下商工労働観光部長

商工労働観光部の所管事務につきまして、御説明申し上げます。説明資料の30ページをお開きください。当委員会に関係します当部の組織につきましては、企業支援課、労働雇用戦略課、産業人材育成センターの2課、1センターで、職員数は31名となっております。それぞれの事務分掌は、31ページ及び32ページに記載のとおりでございます。

次に、33ページを御覧ください。令和元年度当初予算の状況につきまして、御説明を申し上げます。まず、一般会計でございます。

企業支援課におきまして、計画調査費の摘要欄①のア、女性の創業ステップアップ支援事業として、創業準備支援に加え、創業後の経営課題の解決を図るための講座の開催等に要する経費として、250万円を計上しております。次に、労働雇用戦略課におきまして、計画調査費の摘要欄①のア、柔軟な働き方「テレワークするんじょ！」事業として、企業のテレワーク導入に係る相談体制の整備や、テレワーカー等の養成・スキルアップに要する経費として、2,300万円を計上しております。労働雇用戦略課の合計は、6億8,630万円となっております。

34ページをお開きください。産業人材育成センターにおきましては、計画調査費の摘要欄①のア、徳島版マイスター制度ステップアップ事業として、ドイツとの相互交流の強化により、実践的な訓練を実施するとともに、各種全国大会への参加に向けた支援や、優れた技能者の認定等に要する経費として、1,500万円を計上しております。産業人材育成センターの合計は、1,650万円となっており、商工労働観光部の一般会計の合計は、7億530万円となっております。

35ページを御覧ください。中小企業・雇用対策事業特別会計でございます。労働雇用戦略課におきまして、摘要欄④、阿波っ子すくすくはぐくみ資金貸付金として、勤労者の教育資金等の貸付けに要する経費6億5,000万円などを計上しており、商工労働観光部の特別会計は、合計で、13億595万1,000円となっております。

36ページをお開きください。当部の重点事業について、御説明させていただきます。まず、①、仕事と家庭の両立と人材の育成・確保として、働きやすい職場環境づくりに向け、テレワークをはじめとする多様で柔軟な働き方の推進や、女性の活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むとともに、優れた民間技能者と連携いたしまして、複数講師による訓練、いわゆるチームティーチングや、各種技能大会への参加等を促進してまいります。また、②の高齢者の就業機会の確保・提供として、シルバー人材センターの活性化により、働く意欲を持つ高齢者の就業機会の確保・提供を図っております。

以上、商工労働観光部の所管事務について、御説明を申し上げます。なお、報告事項はございません。よろしくお願い申し上げます。

北川県土整備部長

それでは、県土整備部関係の所管事務につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会資料の37ページをお開きください。当委員会に関係する、次世代人材育成・少子高齢化対策の組織についてでございますが、建設管理課を所管課とし、担当職員

数は9名でございます。事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

次に、県土整備部関係の令和元年度当初予算について御説明申し上げます。38ページをお開きください。一般会計の状況でございますが、建設管理課におきまして、建設産業の人材育成を支援する経費として、234万4,000円を計上しております。

39ページを御覧ください。続きまして、県土整備部の重点事業でございますが、建設産業の生産性向上と担い手の確保・育成といたしまして、建設産業の健全な発展を図るため、ICTの活用により、建設現場の生産性の向上を図るとともに、担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

県土整備部関係の説明事項は以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 勢井病院局長

それでは、病院局関係の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

40ページをお開きください。当委員会に関係します病院局の組織についてでございますが、総務課、経営改革課の合計2課で担当しており、担当職員数は、15名でございます。

次に41ページを御覧ください。各課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

次に病院局の重点事業につきまして、御説明申し上げます。地域医療対策の推進といたしまして、徳島県病院事業経営計画～安心医療・とくしまを支える新県立病院プラン～に基づき、医療機能の強化を進めるとともに、魅力ある病院づくりに努め、県民に支えられた病院として、県民医療の最後の砦<sup>とりで</sup>となるとの、基本理念の実現に向け、取組を進めてまいります。

病院局関係の所管事務の説明は以上でございます。なお、報告事項はございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 美馬教育長

それでは、教育委員会関係の所管事務の概要をお手元に配付の資料によりまして、御説明申し上げます。

説明資料の42ページをお開きください。当委員会に関係する教育委員会の組織についてでございますが、教育創生課、教職員課、学校教育課、人権教育課、生涯学習課の5課、職員数74名で担当しております。

44ページをお開きください。各課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

46ページを御覧ください。令和元年度当初予算の状況でございますが、まず、教育創生課でございます。計画調査費①、地方創生の深化のための支援費といたしまして、アの高大・地域連携キャンパス実践展開事業では、阿南光高校の宝田・新野の二つのキャンパスを活用し、高大連携による実践的教育、地域に開かれたキャンパスづくりに要する経費といたしまして、86万6,000円を計上いたしております。

次に、学校教育課でございます。計画調査費①、地方創生の深化のための支援費といたしまして、アの人口減少社会に対応した小中一貫教育推進事業では、人口減少社会に対応

した小中一貫教育徳島モデルを県内に普及するために要する経費として、500万円を計上いたしております。

47ページを御覧ください。人権教育課でございます。教育指導費の①、生徒指導費といったしまして、イの阿波っ子“いきいき”未来応援プロジェクトでは、子供たちを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、子供たちに積極的に働き掛け、自立を支援するため、専門スタッフを学校に配置・派遣し、教育相談体制を充実させるとともに、専門スタッフの常勤化に向けた配置を行うために要する経費といったしまして、1億1,498万円を計上いたしております。

次に、生涯学習課でございます。社会教育総務費におきまして、家庭教育の支援に要する経費のほか、放課後子供教室推進事業など、地域における子供たちの健全育成に要する経費として、合計6,170万1,000円を計上いたしております。

48ページを御覧ください。重点事業についてでございます。まず、第一に学校教育の充実といったしまして、高校再編に当たっては、教育活動の基盤となる学校規模を確保するとともに、教育内容の充実や教育環境の整備を図ることにより、活力と魅力ある学校づくりを進めてまいります。また、県内の小学校・中学校において、少人数学級、少人数グループ指導やティームティーチング指導などを効果的に組み合わせた多様な方策による指導の一層の充実を図ってまいります。第二に、地域ぐるみの教育の推進についてでございます。地域住民の教育支援活動への参画を通して、地域ぐるみで取り組む教育を推進してまいります。第三に、生徒指導の充実についてでございます。命や心に関する主体的な学びを通して、自他の生命の大切さや自己の生き方について考えを深める教育を推進してまいります。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等外部人材を活用した教育相談体制の充実を図ってまいります。また、関係機関との連携を強化し、予防教育を推進するとともに、児童生徒の問題行動の未然防止及び生徒指導体制の充実を図ってまいります。

以上で、教育委員会関係の所管事務についての説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 北野生活安全部長

それでは、警察本部の所管事務について御説明いたします。

49ページをお開きください。当委員会に関係します組織についてでございますが、少年女性安全対策課で担当しております。職員は24名でございます。

次に、50ページをお開きください。事務分掌については記載のとおりでございます。

次に、警察本部の重点事業について御説明いたします。第一は、少年非行防止・保護総合対策の推進であります。この点につきましては、関係機関・団体と連携し、少年の立ち直り支援活動や街頭補導活動を行うなど、非行少年を生まない社会づくりを推進するとともに、コミュニティサイトに起因する事案等、性被害防止に向けた取組を強力的に推進してまいります。

第二は、人身安全関連事案に対する迅速的確かつ総合的な対応であります。人身安全関連事案、特に児童虐待事案に関しましては、加害者対応だけでなく、被害者の安全を第一とする対応力の強化を図るとともに、関係機関・団体と情報共有を図りつつ、迅速的確か

つ総合的な活動を推進してまいります。

以上をもちまして、警察本部の所管事務についての説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。どうかよろしくお願い申し上げます。

須見委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、所管事項に関するもの及び特に緊急を要するものにとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員一人当たり、1日につき答弁を含め、おおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

扶川委員

最初に、ここの委員会の構成で1点申し上げたいんですけど、高齢者とか母子家庭とかそういう方々、低所得者とかを支援する住宅政策は非常に重要なんですけど、何で県土整備部に住宅課が入ってないんですか。建設管理課で建設産業の人材育成、生産性向上の担い手うんぬんというのが重点事項で入っていますけど、県営住宅は空き室だらけで、こういう所を活用するということは、福祉と密接に関係するんですけど、どうして入ってないんですか。ちょっと教えてください。

須見委員長

小休します。(11時12分)

須見委員長

再開いたします。(11時13分)

扶川委員

委員会の議題に係ることで、福祉の問題と住宅政策とは切っても切り離せないもので、必要な時には呼んでいただくようにできないかなと思いますけど、要望しておきます。

それでは、高齢者の足の確保に関わることでお尋ねしたいんですけども、高齢者が地域で安心して生活をするために、徳島みたいに公共交通機関が発達していない所では、まず自家用車を使っている方が多いですね。ところが、最近、高齢者の事故が頻発して社会問題になっていますけれども、低血糖が問題になるのではないかみたいなことが、最近、新聞報道でも載っていましたが、低血糖に限らず、平成25年の道路交通法改正で、免許取得か更新時に統合失調症や麻薬中毒等、一定の病気にかかっている人に対して、質問調査ができるということになっています。これについては、県警のほうでお尋ねしないといけないと思うので総務委員会のほうで改めて質問します。

一方、その一定の病気にかかっている運転者を診断したお医者さんが、その診断結果を

公安委員会に届け出ることも任意でできると。免許更新の時期とか取得の時期に限らず、随時、医療現場から、その情報を警察に提供していくということは、事故防止の観点からも非常に重要になっていると思うんですけれども、その任意の届出の実績というものが分かったら教えてください。

須見委員長

小休します。(11時15分)

須見委員長

再開いたします。(11時17分)

扶川委員

把握してない、把握するのが難しいということですが、今、高齢者が自分の足を確保するというのが、これからますます切実な問題になってくるので、事故防止の観点は、この委員会とは違いますが、そういう社会問題からも医療機関と警察の連携というのは重要になってくると思うんですよね。せっかく制度があるのに、その実情も把握されていないというのはどうしてかなと思うんです。

それから、同じようなことが地域包括支援センターと警察の関係でも出てくるのではないかと思います。認知症の高齢者について家族の相談に乗ったり、本人と面談したりして、その高齢者の状況を十分把握することができる、一番情報が集まる地域包括支援センターで、運転リスクが高い高齢者を発見したり、それから高齢者の家族から相談を受けた場合は、警察の運転適性相談窓口を教示するという仕組みになっていると聞きました。

これについては、例えばその実績、どのように運用されているか、現状を把握されていますか。連絡を受ける側の警察からでもいいし、連絡する側の地域包括支援センターのほうから教えていただいてもいいし。これも先ほどの問題と同じですが、現状を把握されていないのはいかがと思うのですが、どうですか。

須見委員長

小休いたします。(11時19分)

再開いたします。(11時19分)

六鹿いきがい・活躍推進室長

ただいま、高齢者の認知症の方につきまして、警察と地域包括支援センターでの連携があるかという御質問を頂きました。

これについては、それぞれの個々の事情によりまして、警察のほうから連絡を頂いたり、また地域包括支援センターのほうから警察に御相談させていただいた事例があるとは聞いております。

ただ、今、この時点で数のほうは承知しておりませんので、また後ほど御報告させていただきます。

## 扶川委員

これは、私の身内も、地域包括支援センターで働いていたことがありまして、そこでも聞きましたけど、そんなのあるのと言われたぐらいあまり認識されていない。ここに表がありますが、運転リスクが高い高齢者を地域包括支援センターが発見した場合、あるいは高齢者家族から相談を受理した場合、警察の運転適性相談窓口を教示するというような仕組みを持っているわけですね。これはやっぱり積極的に活用していく、この制度を生かしていただきたい。せっかくこの特別委員会で、先ほどの住宅の問題もそうでしたけど、いろいろな部局の方が入って議論できる貴重な場なんですから、部局横断的にその一つの問題を考える場なんですだからね、やっぱりそういう警察の方も出るし、福祉担当の方も出るという場で、深い議論ができるように資料提供をお願いしたいと思います。

それでもう一つ、自家用車以外の高齢者の足の確保についても、これも先ほどの住宅の問題と同じで、私は何でここに交通政策が入ってないのかなと疑問なんですけども、高齢者、障がい者、社会的弱者の足の確保とちょっと考えてみれば、当然自家用車を断念せざるを得ないような高齢者にとって、移動手段を失う、免許をお返しするその後のことがフォローされていないと生活に支障が出てくるわけです。当然こういう事も聞けるのではないかなと考えていたんですけれども、今の所管説明を聞くと、どうも県土整備部にはそういうのが入っていない。これも議論する時に出ただけなのであれば、臨時でも担当を出席させていただけるようお願いをしたい。

その次に、青少年の健全育成の問題についてお尋ねしたいと思います。今日の所管説明をお聞きしまして、飽くまで観点としては子供や女性の権利を守る、それから健全育成をするという、そういう観点からやられているということが分かるのですが、これはこれで議論していきたいなと思うんですけれども、実は非常に不勉強でございまして、私、売春については売ったほうも買ったほうも罰せられるものと思っておりました。刑事罰がないということを知りませんでした。あっせんするとか、ポン引きみたいなことをやるとか管理して売春させるとか、そういう事がない限り、個人的に売買春をやってもそれは罰則はないんですよ。

## 檜原少年女性安全対策課長

ただいま、罰則の関係でございまして、売春防止法によりますと対価を得て売春をするという行為については、刑事罰を与えるというふうに認識しております。

## 扶川委員

そうなんですか。ホームページが間違っただけを言われているんですかね。売春防止法には個人的な売買については罰則の規定がないと書いてあったんですけれども、それは私がホームページを間違っただけですかね。

例えば個人が個人で売買春を行った場合、相手の年齢に関わらず間違いなく刑罰の対象になるんですか。

## 檜原少年女性安全対策課長

少々勘違いしていました。管理的な支配下において売春をさせた場合でございまして。訂

正します。

#### 扶川委員

そうらしいですね。私も知りませんでした。そうなんだと思って何でそういうことになっているんだろうという事をいろいろ読んでみましたけれども、外国では売春自体が合法化されているところも多くて、日本のかつての赤線みたいなものがある国もたくさんあると。流れからすると売春を合法化する国のほうが増えているというような信じられないような検索結果を得まして、びっくりしました。

私は、いろいろな無料生活相談をやっていますので、デリバリーヘルスなんかで働いている女性の相談にもたくさん乗ってまいりましたけれども、多くの場合は、極めて普通の会話ができる女性でありまして、しかし売春した経験というのはほぼ全員あるみたいで、あつけらんかという会話でございます。しかし、そうになってしまうと概して偏見ではないと思うんですけれども、統計的に見まして、金銭的にだらしないとか約束を守れないとか、人間的に人格的に障がいをもたらしているような方にもたくさんお会いしました。

私は、今申し上げたような売春に関する知識などは学校で教わった記憶がない、もちろん試験にも出ないと、何となく売春というのは恥ずかしいという事をイメージ……（「所管事項説明だろう。これは緊急を要するのか」と言う者あり）緊急、緊急でないということとを先に分かりやすく申し上げますけれどもね。例えば去年の秋にも徳島の自衛隊の人間が少女買春をやって検挙されましたね。こういう事案というのが頻発しているんですよ。最近でも新聞をいろいろにぎわしている事案がありました。常時そういう事情があるから緊急ではないとは言えないと思うんですけれども、そういうのを早くなくしてほしいのでこうして……（「付託でやったらどうですか」という者あり）これね、今からお尋ねしますけれどもね、警察だけの問題ではないからここでお尋ねしているんです。教育委員会にこれからお尋ねしますけれども、なぜ教育委員会に聞かないといけないかということの説明しているんですよ。ちょっと聞いてください。

何となく売春というのは罪で恥ずかしいというイメージを持っておりましたけれども、それが犯罪であるかないかまでは厳密な知識を持っていなかった。それは学校教育で教えられてなかったという事もあるわけなんです。

だから、それを教える教えないの問題としての面もあるけれども、どうしてこの売春というのが合法化されている国まであるのか、社会が男性の性欲のはけ口というのを用意しないと犯罪が起こってしまうのか、貧困が根絶されても売春というのはなくなるのか、あるいは貧困が売春につながっているのか、そういう問題を真正面から捉えて、大人の社会が議論して、そして子供たちにしっかり教育するということが本来の性教育だと私は思うんです。

それで、質問になりますけれども、学校の現場で性教育の一環として売買春の問題というのをどのように教えられているのか、あるいは女性の人権の問題としてどのように教えられているのかというのを教えてください。

#### 須見委員長

小休いたします。(11時29分)

須見委員長

再開いたします。(11時29分)

小倉学校教育課長

こちらについて、保健体育というところではないのですが、例えば小中学校の道徳の授業において、自立の精神であるとか望ましい生活習慣、他者の尊重、相互理解、そういった事をしっかりと教えることにはなっております。

当然、その中には友情とか信頼関係、そういったものも含まれてございますので、こういった教育を通じることでしっかりと、今、委員から御指摘のございました売春の防止につながるような教育が行われるというところになっております。

扶川委員

真正面からこういう問題というのは教えていただかないといけない。いい大人が売春目的に海外渡航している実績があるではないですか。だから、そんな情けないことにならないように子供の時代から売買春の問題というのはきちんと学校教育の中に位置付ける、大事なことだと私は思うんです。そういう知識を持っていることで被害者になることも防止できるのではないかと、そこにつながるのではないかとと思うんです。教育長さんの見解を教えてくださいたいのですが。

小倉学校教育課長

学校教育の中では先ほど申し上げましたように、道徳であるとか保健体育等、そういったところを総合的に教育することでしっかりと育成しております。

その一例として売春を使うとか、その教育の細かな指導方法、そういったところは、各学校各先生方が学習指導要領等に基づいて行っておりますので、今の段階で売春について扱えといったものは現時点では行ってはおりません。

扶川委員

行ってないということですね。交通安全の問題で学校現場に警察の方が行って、しっかり指導するというのをやっていますよね。同じように、道路上も危険ですけども、売買春に引きずり込まれたり性犯罪被害も危険なんですから、単に痴漢対策だけに呼ぶのではなくて、こういう問題も警察と連携して教育していくということを学校現場でやってもいいのではないかとと思うんです。もちろんそれは自主的に学校現場でやっていただけるものなので、是非検討してください。取りあえず要望しておきます。終わります。

須見委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、委員会視察であります。

県外視察の日程については、6月定例会閉会后、常任委員会の県外視察後に実施したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、さよう決定いたします。

次に、県外視察の視察箇所についてであります。委員の皆様におかれましては、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただき、後日、委員の皆様の御意見も踏まえた視察日程案を作り、お示ししたいと思っております。このような取扱いでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(11時33分)